

取手市公の施設における
指定管理者制度
運用ガイドライン

【第2版】

令和7年4月

茨城県取手市

目 次

1. はじめに	P 2
2. 指定管理者制度とは	P 2
(1) 制度の概要	P 2～3
(2) 指定管理者制度適用に当たっての必要事項	P 4
第1 指定管理者制度の運営の基本方針	P 5
1. 指定管理者制度運営の基本的な考え方	P 5
2. 市民への情報提供, 説明責任	P 5
第2 指定管理者制度運営に係る具体的手続	P 6
1. 指定管理者選定に向けた所管部局における準備	P 6
2. 指定管理者選定委員会の設置	P 6～7
3. 施設ごとの設置管理条例の制定又は改正	P 7
4. 指定管理者の募集方法	P 7～8
4-1. 公募に向けた手続	P 7～8
4-2. 公募を行わない場合	P 8
5. 指定管理者の候補者選定の際の基準	P 8
6. 指定管理者の指定の期間	P 8～9
7. 指定管理者の指定施設の単位	P 9
8. 選定委員会の会議及び選定結果の通知等	P 9
9. 議会での議決と指定	P 9
10. 指定管理者との協定の締結	P 9
第3 その他必要な措置	P 9～10
1. 利用料金制の活用	P 9～10
2. 個人情報保護及び情報公開	P 10
3. 指定管理者に対する管理監督	P 10
第4 本ガイドラインの見直し	P 11
○資料編	
・ 地方自治法 (抜粋)	
・ 指定管理者制度導入経緯	
・ 指定管理者制度業務フロー<導入時・更新時>	

【運用ガイドラインの制定経緯】

取手市では、平成17年7月に「公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」を制定し、指定管理者制度の導入に向け準備を進めてまいりました。

平成17年10月には、指定管理者制度を導入する場合に必要な手続を規定した「取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第97号）」、「取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第226号）」を制定し、施設の管理運営に関する「設置管理条例」の一部改正を行いました。

これらの条例、規則や指針に基づき、平成18年4月より指定管理者制度の導入を開始しています。

以上の指定管理者制度の導入期から運用期への移行に伴い、制度運用の指針として改めて「取手市 公の施設における指定管理者制度運用ガイドライン」として制定するものです。

取手市 公の施設における指定管理者制度 運用ガイドライン

1. はじめに

地方公共団体が設置する公の施設の管理については、「地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号，平成 15 年 6 月公布・9 月施行）」の施行により，従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」へと大きな制度転換が図られることになりました。

本ガイドラインは，指定管理者制度を最も効果的に活用するため，その対応について市の基本的な考え方をまとめたものです。

本市においては，この運用ガイドラインに従って，全庁的な取組を図っていくとともに，現在，直営で管理している公の施設の管理運営についても，全体を見直し，指定管理者制度を導入することを積極的に推進するものとします。

2. 指定管理者制度とは

(1) 制度の概要

○目的

指定管理者制度とは，「多様化する市民ニーズに，より効果的，効率的に対応するため，公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ，住民サービスの向上を図るとともに，経費の節減等を図ることを目的とするもの」（総務省通知）です。

○これまでの経緯

これまで「公の施設」の管理は，適正な管理を図る観点から，直営のほか委託先が公共団体，公共的団体及び市の出資法人等に限定されてきましたが，新たに創設された指定管理者制度では，議会の議決を経ることにより，地方公共団体が指定する法人その他の団体（NPO や民間事業者等）に，公の施設の管理（施設の使用許可を含む。）を行わせることが可能になりました。

今後，公の施設の管理を継続する場合には，この指定管理者制度を適用するのか，あるいは直営で管理をしていくのか，いずれかを選択することになります。

この改正の趣旨は，「公の施設」の管理に民間経営のノウハウの活用を可能とすることなどにより，新たな民間参入事業の創出も含め，管理経費の節減，低料金化とともに，利用者に対するサービスの向上を狙いとしています。

* 「公の施設」とは

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって普通地方公共団体が公共の利益のために設置される施設」（地方自治法第 244 条第 1 項）であり、その設置及び管理に関する事項は、条例で定めなければならないとされています。

公の施設であるための要件としては、

1) 住民の「利用」に供するためのものであること

公の施設は住民の利用に供される施設であるので、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設概念に含まれない。

⇒市庁舎、試験研究所は公の施設ではない。

2) 「当該地方公共団体」の住民の利用に供するためのものであること

国民の利用に供するために設けられる施設であっても、当該地方公共団体の区域内に住所を有するものの利用に全く供しない施設は公の施設ではない。「住民」は、住民全部を対象とするものでなくても、合理的に一定の範囲に限られた住民であってもよい。

⇒当該地方公共団体の住民が利用できないような物品陳列所などは「公の施設」ではない。

3) 「住民の福祉を増進する目的」をもって設けるものであること

利用そのものが福祉の増進に結びつく施設であること。

⇒留置場（社会公共秩序を維持する施設）や競輪場（収益施設）は公の施設ではない。

4) 「地方公共団体」が設けるものであること

国その他地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設ではない。なお、この場合の設置とは、必ずしも所有権を有する必要はなく、賃借権、使用賃借権など所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得させることをもって足りるものとされている。

5) 「施設」であること

⇒物的施設を中心とする概念であり、人的手段は必ずしもその要素ではない。

具体的には、保育所、養護老人ホーム、老人福祉センター、福祉会館、体育施設、勤労青少年ホーム、市民会館などがこれに当たります。

ただし、個別の法律によって公の施設の管理主体が限定されている施設など住民の利用に供することが目的ではない庁舎・出張所・学校・幼稚園・給食センターなどは、指定管理者制度の対象外となっています。

○「直営」、「業務委託」及び指定管理者制度の違い

	直営	業務委託	指定管理者制度
管理できるものの範囲 (受託主体)	地方自治体	限定はない。 (議員、首長についての禁止規定あり*地自法92条の2, 142条)	法人その他の団体 *法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。
自治体との法律上の関係 (法的性格)	—	契約に基づく個別の事務又は業務の執行の委託 (私法上の契約関係)	指定(議会の議決を経た行政処分)により公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任する。(管理の代行) *指定の手続は条例で定めることを要する。
公の施設の管理権限	地方自治体	設置者たる地方自治体が有する。	指定管理者が有する *管理の基準、業務の範囲は条例で定めることを要する。
施設の使用許可	地方自治体	地方自治体 (受託者はできない。)	指定管理者が行うことができる。
基本的な利用条件の設定	地方自治体	地方自治体 (受託者はできない。)	「管理の基準」として条例で定めることを要し、指定管理者はできない。
不服申立てに対する決定	地方自治体	地方自治体 (受託者はできない。)	指定管理者はできない。
行政財産の目的外使用の許可	地方自治体	地方自治体 (受託者はできない。)	指定管理者はできない。
施設の設置者責任	地方自治体		
利用者に損害を与えた場合	地方自治体が責任を負う。	地方自治体にも責任が生じる。	

(2) 指定管理者制度適用に当たっての必要事項

① 条例・規則における規定事項

指定管理者制度を導入するに当たって、適用の有無を始め、次の事項を条例で定めています。(地方自治法第 244 条の 2 第 4 項, 取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 97 号, 取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 226 号)

ア. 指定の手続

(申請の方法, 選定基準, 事業計画の提出等)

イ. 指定管理者が行う管理の基準

(休館日, 開館時間, 使用制限の要件等, 管理を通じて取得した個人情報の取扱い等)

ウ. 指定管理者が行う業務の具体的範囲

(施設・設備の維持管理, 個別の使用許可の有無等)

② 指定管理者の募集及び選定

指定管理者の募集を行い, 申請のあった団体の中から, 指定管理者の候補者を選定します。

③ 指定管理者の指定

指定管理者の指定の議決後, 指定を行います。

④ 指定管理者による管理

指定管理者となる団体との間で協定書を締結した上で, 指定管理者による公の施設の管理を開始します。

⑤ 事業報告書

指定管理者は, 毎年度終了後, その管理する公の施設の管理業務に関し, 事業報告書を提出することになります。

⑥ 適正な管理を監督

指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため, 指定管理者に, 当該管理業務又は経理の状況に関する報告を求め, 定期及び随時に実地について調査し, 又は必要な指示をすることができます。

⑦ 指定の取消し及び業務の停止

指定管理者が, ⑥の監督者の指示に従わないとき, その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき, その指定を取り消し, 又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

第 1 指定管理者制度の運営の基本方針

1. 指定管理者制度運営の基本的な考え方

指定管理者制度を導入することにより、「公の施設」の管理運営に民間経営のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上を図ることが可能となるとともに、新たな民間参入事業の創出も含め、民間事業者間の競争による管理経費の節減、低料金化を図ることができます。

また、非営利活動団体（NPO）や自治会等が管理運営を担う場合には、地域住民が地域の施設の運営管理に主体的に参画する協働の実現が期待できます。

さらに、行政にとっては、施設の管理に要する人員の削減や経費の削減が見込まれることが大きな利点です。

以上のことから、本市においては、直営で管理している公の施設の管理運営についても全体を見直し、指定管理者制度を導入することを積極的に推進するものとします。

2. 市民への情報提供、説明責任

公の施設は、市民の福祉増進を目的に設置したものであることを十分に踏まえ、利用者をはじめとした市民ニーズの把握及び、これを十分に反映した施設運営の実現に努めるとともに、市民に必要な情報提供を随時行い、透明性の確保を図るとともに説明責任を果たすように努めることとします。

第2 指定管理者制度運営に係る具体的手続

1. 指定管理者選定に向けた所管部局における準備

指定管理者制度の導入，あるいは指定期間満了に伴う再指定に向け，各部局では所管する公の施設に対し，以下に掲げる業務を行います。

- ① 所管する公の施設の運営を直営とするか，指定管理者制度へ移行するかについての所管部としての方針の検討（最終的な導入方針は，庁議において決定します）
- ② 庁議により，指定管理者制度への移行が決定された施設における，指定管理者の応募資格，評価基準，協定内容等の検討及び選定委員会への付議資料の作成
- ③ 指定期間満了に伴う，次期指定管理者の候補者の選定

＊) 「〇〇部 指定管理者検討会議」の実施

所管部（局）長，（次長），施設所管課長，管理担当課長，施設長（指定管理者指定後を除く），管理担当課担当等で実施し，必要に応じて行政改革推進本部（企画担当課），法務担当課，契約担当課の職員を招集します。

また，必要な場合には有識者などの意見を伺います。

検討の経緯及び結果については，文書として残します。

2. 指定管理者選定委員会の設置

（条例第97号 第7条，第17条，規則第226号 第8条，第10条）

指定管理者の候補者の選定手続について，公平性・透明性を確保するため，庁内に各施設に対応した，「取手市公の施設指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し，以下に掲げる業務を行います。

- ① 各所管部局が作成した指定管理者の指定を受けるための応募資格，選定のための評価基準及び指定の期間の審査
- ② 各所管部局の行った，指定管理者の指定を受けようとする事業者の評価内容とその結果による指定管理者候補者の決定についての審査
- ③ 指定管理者と締結する協定内容に関する審査

○選定委員会の組織

（条例第97号 第17条，規則第226号 第8条，第11条，第12条）

- ① 選定委員会は，市職員のほか，施設の特性に応じて指定施設の管理運営について専門的知識を有する者及び学識経験を有する者等のうち市長が指名する者をもって組織する。
- ② 選定委員会は，必要な場合に利用者や有識者などの意見を聴くことができる。
- ③ 委員長は，互選により選出する。
- ④ 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代行する。
- ⑤ 委員が，委員会等での審査等の内容と利害関係が生じるおそれがある場合は，当該委員の申出や所管所属において確認などを行い，委員を辞任していただくか，あるいは，その審査等には関与しないようにする。また，指定管理予定者が決定するまでの間に，業者から委員に対し故意（不正行為目的）の接触があった場合は，委員は選定委員会等及び本市に対して通報することとし，本市は当該者を選定対象から除外することとする。

3. 施設ごとの設置管理条例の制定又は改正

(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項, 条例第 97 号 第 2 条, 規則第 226 号)

指定管理者が行う管理の基準, 業務の範囲などについて, 施設ごとの設置管理条例に盛り込むための条例の制定又は改正を行います。

《管理基準》

住民が公の施設を利用するに当たっての基本的な事項, 公の施設の管理上必要不可欠な業務運営の基本的事項

(開館時間, 休館日, 利用の制限等)

《業務の範囲》

施設ごとにそれぞれの施設に対応した管理運営業務

(使用の許可, 利用料金の収納等)

4. 指定管理者の募集方法

(条例第 97 号 第 2 条～第 6 条, 規則第 226 号 第 2 条～第 3 条)

指定管理者の募集に当たっては, 原則として, 公募によるものとし, 公募の期間 (公募要項等の公表から応募の締切りまでの期間) は最短でも 1 か月以上の期間を確保するよう努めます。

なお, 公募に際しての事務は, 施設所管課長が統括し, 当該公募施設について, 具体的な申請の方法, 様式等を定めた募集要項を作成するとともに, 指定管理者に行わせる業務内容を詳細に記載した仕様書を作成することとします。

4-1. 公募に向けた手続

(条例第 97 号 第 2 条, 第 3 条, 規則第 226 号 第 2 条, 第 3 条)

① 公募の方法

指定管理者の公募に当たっては, 広く周知を行うこととし, 市役所等の掲示板その他必要な場所において, 次に掲げる事項をあらかじめ公告し, 施設担当課での公募要項の配布を行うほか, 概要をホームページで公表します。

- 1) 公の施設の概要 (名称, 所在地, 建物概要等)
- 2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- 3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- 4) 利用料金制に関する事項
- 5) 指定施設の利用者数, 及び決算その他運営にかかわる事項
- 6) 選定の基準
- 7) 申請をすることができる団体の資格
- 8) 申請受付期間
- 9) 申請の方法
- 10) その他市長が必要と認める事項

② 請負者の資格

団体であること (法人格の有無は問わないが, 法律上, 個人は指定管理者になることはできない)。

③ 市内中小企業の参入機会の増大

原則として、市内に主たる事務所等活動の拠点を有する団体とするが、市内に該当する団体がない場合や、市内の団体のみでは適正な競争が確保されないと認められる場合などは、募集対象を拡大することとします。

④ 申請関係書類の提出及び受理

- ・ **申請関係書類** 申請に当たっては、申請書その他必要書類を提出するものとします。
- ・ **提出期間** 申請関係書類の提出期間は、原則として公告日の翌日から起算して30日を経過した後の別に定める期間とします。

4-2. 公募を行わない場合 (条例第97号 第6条)

施設の性格及び設置目的から、特定の団体を指定することが施設の適切な管理運営に資すると認められる場合は、所管部指定管理者検討会議で公募の有無について十分検討し、また、行政改革推進本部（企画担当課）と協議し、庁議に付議した上で、選定委員会の審査により、公募を行わず、指定管理者を特定して選定することができることとします。

なお、公募によらず候補者を選定する場合においては、4-1の①の手続を必要とせず、また、申請関係書類の提出期限は、施設所管部署が指示する期限とします。

5. 指定管理者の候補者選定の際の基準 (条例第97号 第5条)

「選定委員会」及び施設所管部署が候補者を選定する際は、次に掲げる選定基準を参考として、総合的かつ客観的な見地から判断するものとします。

また、個々の施設における選定基準の策定等に当たって特に必要な場合は、有識者などの意見を聴くものとします。

- ① 施設の設置目的の達成
- ② 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上
- ③ 当該施設を運営するに当たっての効率化への取組
- ④ 施設管理に係る事業計画及び収支計画の妥当性
- ⑤ 施設の管理を安定継続して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力
- ⑥ 施設運営に当たっての安全管理への十分な配慮
- ⑦ 類似施設における管理・運営の実績
- ⑧ 現管理主体からの円滑な移管等

6. 指定管理者の指定の期間

指定管理者の指定期間については、施設で実施している事業内容に応じた適切な期間としていく必要があり、最終的には個々の施設の実態に合わせて定めることとしますが、原則は以下のような考え方により定めるものとします。

- ① 管理内容が、維持管理が施設管理の中心業務となる施設は、4～5年程度の期間。
- ② 人的サービスや事業企画など実施事業の成果を検証するために一定の期間を要するような施設は、5年程度の期間。

- ③公募を行わず指定管理者を選定する施設について、引き続き指定管理者として指定する場合は、4年程度の期間。
- ④上記以外で、施設によって合理的な理由がある場合は、別途定めることができる。

7. 指定管理者の指定施設の単位

指定管理者の指定に当たっては、個々の施設ごとに仕様書を作成し指定を行うことを基本とします。

ただし、施設ごとに指定管理者を指定することは、かえって市民サービス及び事務効率の低下につながるおそれがあり、複数施設の一括指定が望ましいものについては、ひとつの指定管理者に一括して指定をすることができるものとします。

8. 選定委員会の会議及び選定結果の通知等

(条例第97号第8条、規則第226号第4条、第10条)

選定委員会の会議の内容については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、具体的な法人の技術情報や信用情報にかかわる内容が公開されてしまう可能性があるため、会議そのものについては非公開とします。

また、選定結果については、施設所管課長を通じ、庁議に報告するとともに、申請者全員に通知し、また、選定結果を公表します。

9. 議会での議決と指定

(条例第97号第8条)

指定管理候補者を選定した場合は、法の規定に基づき、次の項目について議会の議決を経て指定管理者の指定を行わなければなりません。

- ①指定管理者として管理を行わせる施設の名称及び所在地
- ②指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
- ③指定の期間等

10. 指定管理者との協定の締結

(条例第97号第9条)

市と指定管理者との間において、施設の管理業務の実施に当たって必要な以下の事項について協定を締結するものとします。

なお、指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、委託料のように毎年度取り決めるべき事項については、原則として単年度協定として締結するものとします。

- (1) 指定の期間
- (2) 管理業務の範囲及び管理の基準
- (3) 施設の使用許可に関する基準
- (4) 市が支払う管理運営委託料に関する事項
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市と指定管理者との負担区分
- (7) 事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消しに関する事項
- (9) 個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項等

第3 その他必要な措置

1. 利用料金制の活用

指定管理者制度導入に際し、併せて利用料金制度を導入することにより、自主的な経営努力の発揮や使用料徴収など会計事務の効率化が期待できる施設、あるいは指定期間内に自立的経営が見込まれる施設（市からの財政的支援を受けずに採算が見込まれる施設）については、利用料金制度の積極的な導入を図っていくこととします。

※利用料金制とは、条例で定める施設の利用料金（使用料等）の範囲内（料金の上限は市が条例で定めます。）で、指定管理者が市の承認を受けて料金を定め、自らの収入とすることができる制度です。

2. 個人情報保護及び情報公開

（1）個人情報保護

指定管理者が施設管理を通じて取得した利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、指定管理者の個人情報の取扱いに関しての必要な措置として、個人情報に関する規定を整備します。

さらに、市と指定管理者との間で締結する協定書においても適切な保護措置について定めるものとします。

（2）情報公開

指定管理者が施設管理を通じて保有する文書等については、取手市情報公開条例の趣旨にのっとり、指定管理者が情報公開を行うための必要な措置として、情報公開に関する規定を整備します。

さらに、市と指定管理者との間で締結する協定書においても適切な公開措置について定めるものとします。

3. 指定管理者に対する管理監督

市は、指定管理者による公の施設の管理が適切に行われているかどうかについて、必要な監督を行うこととします。この監督に当たっては、適宜、指定管理者に対し、管理の業務や経理の状況の報告を求めるほか、実地について調査し施設の入所者、利用者等の意見を最大限把握した上で、必要な指示を行うものとします。

以下の項目をモニタリングの基本的事項として協定書に規定します。

- ① 毎年度の事業報告書の提出
- ② 市による管理運営状況の把握（報告、実地調査等）
- ③ 市による指示・指導の実施
- ④ 指示・指導に従わない場合の措置（指定取消し・業務停止等）

また、利用者への更なるサービス向上に向け、下記項目の協定書への規定について検討することとします。

- ① 毎年度の事業計画書の提出（指標の設定及び指標に対する目標値を含む）
- ② 利用者満足度の把握（アンケート、会議、モニター調査等）
- ③ 第三者評価の実施
- ④ メール問合せの活用

第4 本ガイドラインの見直し

指定管理者制度の定着と充実を図るためには、更なる検討を続ける必要があると考えます。

今後も公の施設の効果的、効率的な管理運営を通じて施設の効用が最大限に発揮されるよう指定管理者制度の運用について、継続的に検証していくとともに、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

参 考 資 料

- ・ 地方自治法（抜粋）
- ・ 指定管理者制度導入経緯
- ・ 指定管理者制度業務フロー〈導入時・更新時〉

地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。事項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

指定管理者制度導入経緯

平成 15 年

「地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号，平成 15 年 6 月公布・9 月施行）」

平成 17 年 5 月

行革推進本部に指定管理者制度導入に関する検討委員会を設置

平成 17 年 7 月

指定管理者制度の導入指針の決定

平成 17 年 10 月

指定管理者制度を導入する場合に必要なとなる手続を規定した「取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（条例第 97 号）」，「取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（規則第 226 号）」を制定

平成 18 年 4 月

指定管理者制度導入

指定管理者制度業務フロー<導入時・更新時>

